

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 こども未来課

法令名	児童福祉法施行規則	法令の番号	昭和23年厚生省令第11号
許認可等の種類	保育士試験の受験資格の認定	根拠条項	第6条の9
審査基準	<p>児童福祉法施行規則第6条の9第4号の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準（平成15年12月1日雇児発第1201002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）による。</p>		
	受付 機関	こども未来課 処理 機関	こども未来課 交付 機関
			目次 NO 1